

1. 開会日時・場所

日時 令和3年12月24日(金) 午後2時00分
場所 三原市中央公民館2階 第1講座室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	田坂 友彦	2番	寶田 清隆	3番	新庄 實雄
4番	佐々木 昭和	5番	井長 哲	6番	阪井 瑞枝
7番	橋本 宏明	8番	信藤 延夫	9番	上田 励二
10番	堀本 隆司	11番	山口 郁恵	12番	久留本 忠美
13番	河村 博	14番	花山 哲男	15番	今田 正道
16番	郷谷 幸男	17番	林 壽彦	18番	—
19番	武郷 勝巳				

欠席委員

18番 山口 龍子

3. 議事録署名人

2番 寶田 清隆 19番 武郷 勝巳

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 東 徹 主任 茂見 鉄平 主事 檀上 周
農林水産課 専門員 崎原 明俊 主事 河野 夏月

5. 審議事項

第97号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第98号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第99号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第100号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
第101号議案 非農地証明申請について
第102号議案 農用地利用集積計画について
第103号議案 農用地利用配分計画について
第104号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は19名中、18名で定足数に達しておりますので、第12回総会は成立しております。

なお、「18番 山口委員」から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、2番 寶田委員、19番 武郷委員を指名します。

議長 議事日程は、日程第1を第97号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第102号議案から日程第8第104号議案を先に審議します。

議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第102号議案を上程します。

「農用地利用集積計画」について、三原市長から決定を求められるものです。
第 102 号議案に係る資料 102 の第 1 番から第 27 番について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 8 ページをご覧ください。第 102 号議案 農用地利用集積計画について説明します。

この農用地利用集積計画につきましては、農地中間管理機構を活用し、農業経営基盤強化促進法の規定により利用権設定するもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回、農地の貸し手から農地中間管理機構に利用権設定を計画する農用地は議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 11 件、筆数 27 筆、面積 47,684 m²が提出されています。

なお、利用権を設定する農用地については、資料 102 の 2 ページに記載しています。

今回の利用権設定については、申請者からの申し出に基づくものです。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用集積計画の第 1 番から第 27 番は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

議長 次に、日程第 7 第 103 号議案を上程します。
「農用地利用配分計画」について、三原市長からの諮問です。
第 103 号議案に係る資料 103 の第 1 番から第 27 番について審議します。
本議案の審議にあたり、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書 9 ページをご覧ください。第 103 号議案 農用地利用配分計画の諮問について説明します。

該当する農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、農地中間管理機構から農地の受け手に対して農地の貸し付けを行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見を求めるものです。

今回、農地の受け手に対して貸し付けを計画する農用地は、議案書の中段に記載の「地域別面積集計」に記載しております。

〇〇地域から件数 1 件、筆数 27 筆、面積 47,684 m²について意見を求めます。

利用権を設定する農地については、資料 103 の 2 ページに記載しておりますのでご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農用地利用配分計画の第 1 番から第 27 番は、原案のとおり承認することについて、賛成

の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長 次に、日程第8 第104号議案を上程します。
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。
第104号議案に係る資料104の第1番から第25番について審議します。
それでは、担当者の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをお開きください。第104号議案「三原農業振興地域整備計画の変更について」の諮問について説明いたします。

この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、三原市長から、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和3年12月10日付け文書番号三農水第2309号にて意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました、資料104をご覧ください。
三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申請等について説明します。資料104の1ページから5ページをご覧ください。こちらに農用地区域除外申請の計25件を記載しています。面積は合計で29,902.91㎡となっております。

地域別では、〇〇地域が5件で6,508㎡、〇〇地域が11件で11,674.91㎡、〇〇地域が3件で1,724㎡、〇〇地域が6件で9,996㎡となっております。

なお、25件のうち、第一種農地は1番と13番です。予定用途につきましては、1番は宅地となっており、13番は資材置場となっております。集落接続の条件に該当しますので、第一種農地の不許可の例外に該当するものになります。残る申請は全て第二種農地となっております。

以上で、第104号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
三原農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第1 第97号議案を上程します。
農地法第3条の規定による許可申請について、第110件から第115件を審議します。
本議案は、「議事参与の制限」の規定により、2回に分けて審議します。
はじめに第111件について審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第97号議案 農地法第3条の規定による許可申請第111件について説明します。

第111件は、〇〇・〇〇から、宗郷5丁目の〇〇が、沼田東町釜山〇〇 ほか4筆 地目：田2筆 畑：3筆 合計1,451㎡を、相手方の要望を受け譲り受けるものです。当該案件は、

農地法第3条の許可要件を満たしています。以上で第111件の説明を終わります。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

2番 第111件、12月18日土曜日に24番推進委員と現地を確認しました。申請地はやまみ運動公園の西側の民家と山の間で、事務局の説明どおりで問題ないと思います。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第111件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
〇〇番委員は入室してください。

・・・委員入室・・・

議長 引き続き、議事を進行します。
農地法第3条の規定による許可申請、第111件を除く、第110件から第115件について事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書1ページをご覧ください。
第110件は、〇〇から、西野3丁目の〇〇が、西野3丁目〇〇、地目：畑 281㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第112件は、〇〇から、沼田西町惣定の〇〇が、沼田西町惣定〇〇 ほか4筆 地目：田 合計5,047㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第113件は、〇〇から、久井町和草の株式会社〇〇が、久井町和草〇〇 地目：田 1,237㎡を、事業所に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。
第114件は、〇〇から、宮沖5丁目の〇〇が、久井町山中野〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計463㎡について、住宅とともに譲り受け新規就農するものです。当該案件は第11回定例総会において別段面積の特例区域が設定された農地です。
第115件は、〇〇から、久井町山中野の〇〇が、久井町山中野〇〇 地目：畑 355㎡を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
以上、第111件を除く第110件から第115件の案件は、全て農地法第3条の許可要件を満たしております。
農地法第3条による許可申請の説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

8番 第110件、12月20日に21番推進委員と現地を確認しました。譲受人の〇〇とは電話で話しましたが、別に問題ないと思います。

15番 第112件、12月20日に23番推進委員と申請者〇〇と行政書士さんと現地を確認しました。譲渡人は今現在広島市内に在住されており、管理が困難ということで、法人の監事さんである〇〇が譲り受けて継続して管理していくそうです。問題ないと思います。

1番 第113件、12月18日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで問題ないと思います。

3番 第114件、12月18日に1番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認をしました。前回の別段面積でも確認したところで問題ないと思います。
第115件も、12月18日に1番委員・31番推進委員・33番推進委員と現地確認をしまし

た。こちらも事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第3条の規定による許可申請、第111件を除く、第110件から第115件の本案は、
原案のとおり賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、農地法第3条の規定による許可申請、第110件から第115件について、本案は全
て原案のとおり許可決定することに決しました。

議長 次に、日程第2 第98号議案を上程します。
農地法第4条の規定による許可申請について、第33件から第34件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。第98号議案 農地法第4条の規定による許可申請に
ついて説明します。

第33件は、〇〇が、田野浦3丁目〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計16.52㎡について、
庭敷に転用するものです。申請地は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の
低い農地」で、許可基準は「農地法第4条第6項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の
他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

第34件は、〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 84㎡について、庭敷に転用するもので
す。本件は、許可を得ず無断で転用していることから、始末書の提出を求めて提出されてい
ます。許可基準は、第1種農地の不許可の例外基準：農地法施行規則第37条第5号「土地
改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地
区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当します。

農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。

議長 地元委員の調査報告を求めます。

12番 第33件、12月22日に25番推進委員と現地を確認いたしました。事務局の説明どおり問
題ないと思います。農地区分は第二種です。

19番 第34件、12月22日22番推進委員と司法書士の3人で現地を確認いたしました。先ほど
の事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は第一種です。

議長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第4条の規定による許可申請、第33件から第34件の本案は、原案のとおり許可決
定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決されました第34件については、農地法第4条第4項及び第5項の規定により広島県
農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には許可書
を交付することに異議ありませんか。

・・・「異議なし」の声あり・・・

- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第3 第99号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第136件から第141件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書5ページをお開きください。第99号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
第136件は、〇〇から〇〇が、須波2丁目〇〇 地目：畑 283㎡について、所有権の移転を受け、庭敷に転用するもので、内容は植栽3本、昇降階段1箇所です。
第137件は、〇〇から株式会社〇〇が、沼田西町小原〇〇 ほか1筆 地目：田 合計1,063㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電施設に転用するもので、内容は太陽光パネル156枚、5棟、発電量49.5kw規模です。
第138件は、〇〇から〇〇が、幸崎渡瀬〇〇 地目：畑 227㎡について、所有権の移転を受け、墓地及び駐車場に転用するもので、内容は墓石6基、墓誌2基、駐車場2区画です。
第139件は、〇〇から〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 321㎡ 東本通土地区画整理区域内・仮換地〇〇街区〇〇 209.84㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場2区画です。許可基準は、「農地法第5条第2項第1号ロ(1)：市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。
第140件は、〇〇から〇〇が、久井町羽倉〇〇 地目：田 190㎡について、使用貸借権を設定し、駐車場に転用するもので、内容は駐車場3区画です。
第141件は、〇〇から〇〇が、久井町土取〇〇 ほか1筆 地目：畑 合計214㎡について、使用貸借権を設定し、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟です。
第139件を除く申請地は、いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で、許可基準は「農地法第5条第2項第2号：申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。
農地法第5条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 12番 第136件・138件が私の案件なので、続けて報告いたします。12月22日に25番推進委員と現地確認を行いました。
まず第136件ですが、実家の隣の畑でした。別に問題ないと思います。
第138件、事務局の説明どおりです。問題ないと思います。農地区分は両方とも第二種です。
- 15番 第137件、12月20日に23番推進委員と申請者の〇〇・司法書士さんと現地を確認しました。申請地は本郷支所から南に約1.5kmのところの位置しております。申請者が高齢のため管理困難となりソーラー施設として転用するということで、確認が取れました。周辺の営農に支障がないと考えられます。農地区分は第二種です。
- 17番 第139件、12月19日27番推進委員と現地を確認いたしました。先ほどの事務局の説明どおり問題ありません。農地区分は第三種です。
- 1番 第140件、12月18日に3番委員・31番推進委員・33番推進委員と譲渡人の〇〇と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。農地区分は第二種です。
- 3番 第141件、12月20日1番委員・31番推進委員と33番推進委員と現地確認をいたしました。譲受人と譲渡人は親子の関係で、住宅を建てるということで事務局の説明どおりで問題ないと思います。農地区分は第二種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可申請，第136件から第141件の本案は，原案のとおり許可決定することについて，賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に，日程第4 第100号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について，第5件から第6件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書6ページをお開きください。第100号議案 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明します。
第5件と第6件は，いずれも株式会社〇〇から申請のあった，太陽光発電施設への転用許可に係る履行延期申請です。
この度，太陽光パネル等の資材の供給遅延が度重なり，またメーカーから納期の回答も得られないため，工期が定まらず，期間内に工事を着工できないことから，履行延期承認申請を提出されたものです。
申請期間は，令和4年12月6日までです。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請，第5件から第6件の本案は，原案のとおり承認決定することについて，賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって，本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 次に，日程第5 第101号議案を上程します。
非農地証明申請について，第49件から第51件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書7ページをお開きください。第101号議案 非農地証明申請について説明します。
第49件は，〇〇から，中之町9丁目〇〇 地目：田 174㎡について，昭和39年に住宅を建築した際に庭敷きとして造成して以降，宅地として利用しており，現況地目：宅地として申請されています。
第50件は，〇〇から，本郷町南方〇〇 ほか3筆 地目：田 合計840㎡について，平成9年頃から耕作放棄し，現況地目：山林として申請されています。
第51件は，〇〇から，大和町大草〇〇 地目：畑 316㎡について，平成15年頃から耕作放棄し，現況地目：山林として申請されています。
申請地は，いずれも「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当します。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 地元委員の調査報告を求めます。
- 16番 第49件，12月17日に20番推進委員と申請者立ち合いで現地を確認しました。問題ないと思います。第二種農地です。
- 4番 第50件，12月20日に行政書士立ち合いのもと，29番推進委員と現地確認をいたしました。現状農地復元は困難と判断しました。第二種農地です。

- 9 番 18 番委員が欠席なので代理で報告いたします。
第 51 件, 12 月 22 日に 36 番推進委員と現地確認をしました。現況山林になっております。
申請どおりで問題ないと思います。農地区分は第二種です。
- 議 長 地元委員の調査報告は承認であります。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。
- 3 番 第 49 件ですが, 昭和 39 年に家を建てたということで非農地にするということですか。
- 事務局 非農地証明の対象とする農地には, 自然に潰廃したものと, 人工的に潰廃したもので 20 年
以上経過しているものがあります。この第 49 件は, 昭和 39 年に人工的に潰廃したものと
して, 建物登記等で確認をしておりますので, 20 年以上経過しているとして, 非農地証明の申
請が提出をされております。
- 議 長 よろしいですか。そのほかに質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。
非農地証明申請, 第 49 件から第 51 件の本案は, 原案のとおり承認決定することについ
て, 賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって, 本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上, 「審議事項」を終了し, 続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 3 件
○農地法第 4 条の規定による農地転用届出受理 1 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 3 件
○農地転用(農業用施設)届出受理 1 件
○農地改良届出受理 3 件
○取消願 1 件
○登記官等からの農地転用事実に関する照会 1 件
○非農地判断 60 筆
- 2 その他
○今後の日程
令和 4 年第 1 回定例総会 1 月 25 日(火) 14 時
- 議 長 その他, 何かありませんか。
無いようなので, これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。